

令和 8 年度

茨城県神栖市須田浜シングルビーム深浅測量

特記仕様書

令和 8 年 2 月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

## 1. 業務概要

本件は、波崎海洋研究施設周辺海域の深浅測量を行うものである。

## 2. 履行場所

茨城県神栖市須田浜地先

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

波崎海洋研究施設周辺海域（別紙 1 図-1）

## 3. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 10 日までとする。

なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇は、休日として設定している。

## 4. 管理用基準

### 4-1. 基準面

東京湾平均海面（T.P.）

### 4-2. 基準点

調査職員により指示する。

## 5. 仕様

### 5-1. 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省 港湾局 令和 7 年 4 月）」の定めによるものとする。なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

### 5-2. 計画準備

- (1) 受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
- (2) 受注者は、現地作業に関する関係機関への周知、申請等の手続きを行うものとする。

### 5-3. 深浅測量

受注者は、以下の内容において 1 回目の深浅測量を契約締結日から 8 月 31 日までに実施し、9 月 1 日以降に 1 回目の測量から最低 4 ヶ月の間隔を空けて 2 回目の同範囲の測量を実施する。

- (1) 測深は、音響測深機及びレベル・スタッフによって行うものとする。

- (2) 使用する音響測深機の周波数は、200 kHzとする。
- (3) 測深点は、別紙2 図-2に示す格子点とする。
- (4) 水位補正には、NOWPHASで配信される鹿島港潮位実況（基準面：T.P.-0.910 m）の水位を用いるものとし、東京湾平均海面（T.P.）を基準とした高さの変換を行うものとする。
- (5) 船位は、50 mを超えない間隔でチェックを行うものとする。
- (6) 座標系は、図-2に従った桟橋を基準とした座標系を用いるものとする。

#### 5-4. 報告書作成

受注者は、5-3で実施した内容について、報告書にまとめるものとする。データの整理方法や作図については、事前に調査職員と協議のうえ決定するものとする。

### 6. 成果物

#### 6-1. 成果物

- (1) 提出成果物は以下のとおりとする。
 

・報告書	1式
・音響測深記録（深浅値読み取り済み）	1式
・GNSS位置測定記録	1式
・潮位実況記録	1式
・作業日誌、野帳、写真等の原本	1式
- (2) 本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。
- (3) 電子納品とは、特記仕様書(発注図面含む)、業務計画書、報告書、納品図面、写真、測定データ等すべての最終成果(以下「業務完成図書」という)を「土木設計業務等の電子納品要領(案)」(以下「要領」という)に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。
- (4) 「業務完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部提出するものとする。なお、「要領」に記載がない項目の電子化については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 特記仕様書の電子データは、発注者が提供する。

#### 6-2. 提出先

神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

### 7. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

## 8. その他

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。
- (2) 本業務遂行上取り扱うデータについては、調査職員の指示に従うほか、受注者の十分な管理のもとで取り扱うものとする。
- (3) 本業務により得られた情報及び成果は、当所の許可なく公表したり他に使用したりしてはならない。
- (4) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。
- (5) 本業務遂行過程では、調査職員と緊密な連携を保ち、進捗状況を報告するものとする。



図-1 波崎海洋研究施設位置図及び測量区域

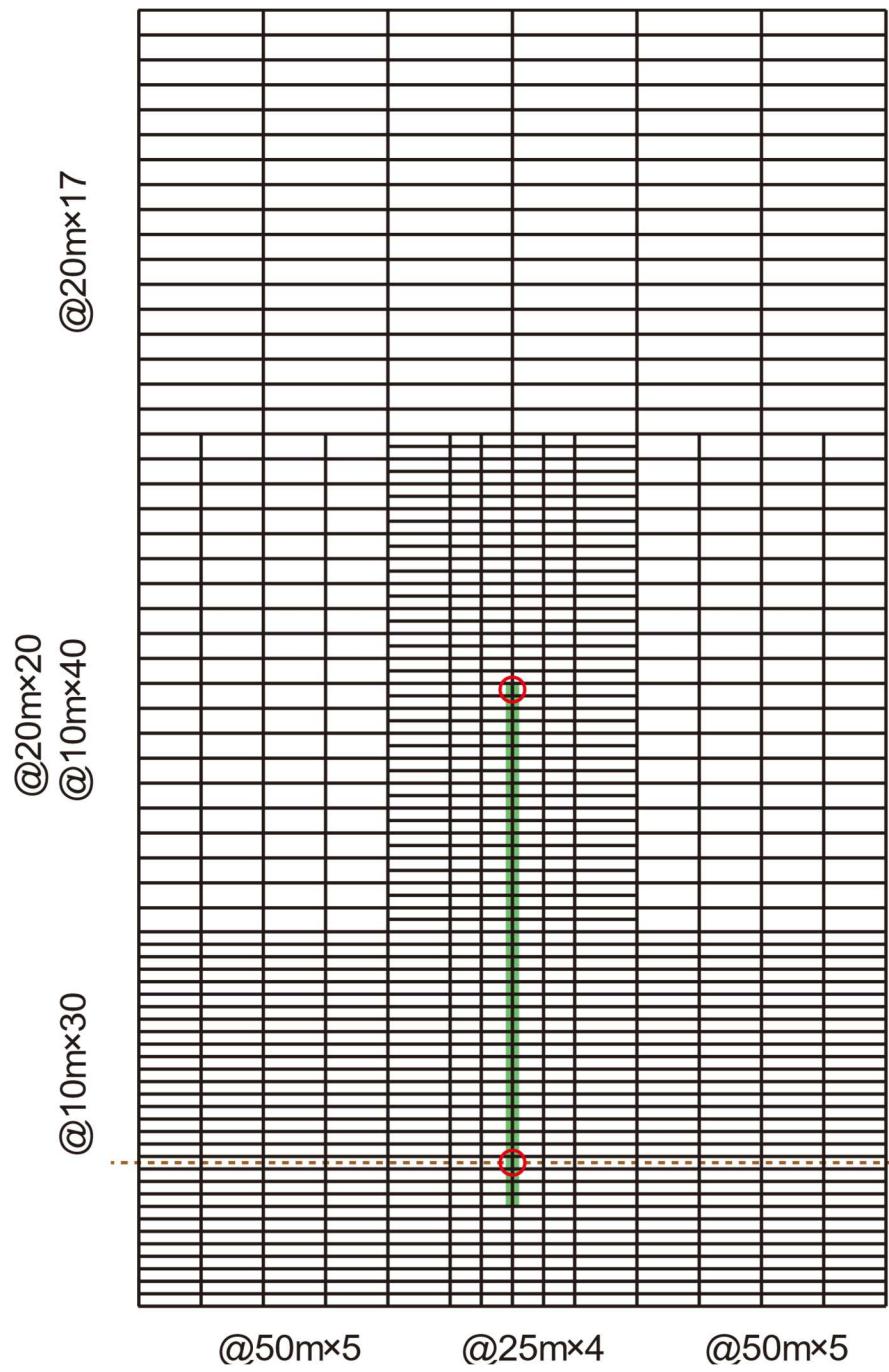


図-2 計測格子点（緑：桟橋、赤丸：基準座標）

- ・赤丸点 (x=300m, y=115m) : X=-17235.467, Y=83863.980
- ・赤丸点 (x=300m, y=495m) : X=-17039.167, Y=84189.351